別紙3

砂防関係施設長寿命化修繕計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公告する。

令和6 (2024) 年9月5日

栃木県知事 福田 富一

1 業務概要

(1)業務名

砂防関係施設長寿命化修繕計画策定業務委託その1 (補助砂防)

(2)業務内容

別添「砂防関係施設長寿命化修繕計画策定業務委託説明書」のとおり。

(3)履行期間

令和6 (2024) 年12月中旬から令和7 (2025) 年3月25日限り

2 参加表明書の提出者に要求される資格

公告日現在において、次の要件をすべて満たす企業とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 令和5年度及び令和6年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格(令和4年栃木県告示第104号)に基づく入札参加資格を有すること。
- (3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成21年3月26日制定)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- 3 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書を提出した者の中から、次の選定基準 (1) に基づき、技術提案書を提出することができる者として5者を選定する。なお、選定対象となる最下位順位で同評価者の者が複数存在し5者を超える場合は、選定基準 (2) に基づき、5者を選定する。

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
- (2) 事務所の体制(保有技術者数:技術士(建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)に限る。)及びRC CM(河川、砂防及び海岸・海洋))
- 4 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
- (2) 実施方針・実施フロー・工程表
- (3) 特定テーマに対する技術提案

(4) その他

5 手続等

- (1) 担当部署
- ア 公告全般に関すること

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号(栃木県庁舎本館13階)

栃木県県土整備部砂防水資源課砂防技術担当

電話 028-623-2454 E-mail sabou@pref.tochigi.lg.jp

イ 参加資格に関すること

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号(栃木県庁舎本館13階)

栃木県県土整備部監理課工事監理担当

電話 028-623-2389 FAX 028-623-2392 E-mail kanrika@pref.tochigi.lg.jp

- (2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ア 提出期限

令和6 (2024) 年9月25日

イ 提出場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号(栃木県庁舎本館13階)

栃木県県土整備部砂防水資源課砂防技術担当

電話 028-623-2454 E-mail sabou@pref.tochigi.lg.jp

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便等により提出期限までに必着)すること

持参による提出は、栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第2号)第2条に規定する県の休日(以下、「休日」という。)を除く毎日の午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)に行うこと。

- (3) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ア 提出期限

令和6 (2024) 年10月29日

- イ 提出場所
 - 5 (2) イの提出場所とする。
- ウ 提出方法

5部を持参又は郵送等(書留郵便等により提出期限までに必着)すること、併せて電子データ1式 を電子メール等により送付すること。

持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)に行うこと。

6 業務委託説明書の交付期間、場所及び方法

本業務の詳細は、「砂防関係施設長寿命化修繕計画策定業務委託説明書」による。

説明書は、令和6 (2024) 年9月5日から令和6 (2024) 年9月25日午後4時まで5 (2)の提出場所において配付するとともに、ホームページに掲載する。

配付は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

ホームページアドレス https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html

別紙3

7 その他

(1) 契約保証金

契約保証金の納付を要する。

ただし、有価証券の提供又は金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 契約書

契約書の作成を要する。

(3) 履行期間

契約する工期が令和7 (2025) 年度に跨がる場合は、工期を「令和7 (2025) 年3月25日限り」とし、令和6 (2024) 年度栃木県一般会計補正予算(繰越明許費)が議決されたとき、工期を「300日間」とする。